

資料提供	
令和5年2月8日	
担当課	県民生活課
担当者	生活安全班 山出、中井
電話	073-441-2350（直通）

『和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例』による アルコール受診命令書の交付について

和歌山県では、平成31年4月1日に施行した『和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例』第12条第2項に基づき、飲酒運転で検挙された者が5年以内に再び検挙された場合、その者に対し、アルコール依存症の診断を受けることを命じた受診命令書を交付しており、令和5年1月末現在、8名（※参照）に対して交付しています。

なお、診断の結果、アルコール依存症と診断された者は、依存症の治療を受けなければいけません。（同条例第14条第1項）

- ※ 令和3年中：3名 うち要治療再犯者1名
令和4年中：5名 うち要治療再犯者1名



和歌山県飲酒運転の根絶に関する条例抜粋

（受診義務等）

第12条 第7条第2号に掲げる事項を遵守せず、道路交通法第65条第1項の規定に違反し、同法第117条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）又は第117条の2の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定による刑に処せられた者（以下「違反者」という。）は、専門の医師によるアルコール依存症に関する診断を受けるよう努めなければならない。

- 2 知事は、違反者のうち規則で定める期間内に再び違反者となった者（以下この条から第14条までにおいて「再犯者」という。）に対し、規則で定めるところにより、期限を定めて、専門の医師によるアルコール依存症に関する診断を受けるべきことを命ずるものとする。ただし、規則で定める特別の理由があると知事が認める再犯者については、この限りでない。

（治療義務）

第14条 第12条第4項の規定による報告をした再犯者のうちアルコール依存症にかかっている者（次項において「要治療再犯者」という。）は、規則で定めるところにより、規則で定める期間、専門の医師によるアルコール依存症の治療を受け、その治療状況を報告しなければならない。